

つるぎ町旧一字村における文書調査

地方史班（徳島地方史研究会）

立石 恵嗣* 板東 紀彦* 金原 祐樹* 松下 師一* 町田 哲*

要旨：一字総合支所の書庫に残された旧役場文書資料を中心に調査を実施した。公文書は、明治後期から昭和前期までの村議会関係文書を中心とした簿冊数百冊。古文書に関しては、文化13年（1816）一字山奥分棟付帳と、一字山奥分と口分の百姓夫役帳など4点、また元禄11年（1698）の検地帳など37点が残されていた。このうち検地帳を分析して、17世紀末の一字村の土地利用を紹介した。また祭礼をめぐる争論から19世紀初頭の「名」（みょう）の動向を分析した。

キーワード：一字村役場文書，検地帳，棟付帳，一字村議会，祭礼，矩揃（かねぞろえ）

1. 調査の概要

1) 旧一字村の歴史の変遷

本村は剣山の北麓，貞光川の上流域斜面に展開する山村である。この地にいつ頃から人が住み始めたかは考古学的な成果が充分でないため明らかでないが，開墾により山間に住み着き，南北朝時代には祖谷山や木屋平とともに山岳武士団としての勢力を有していた。近世当初には「一字山」一村で構成されていたが，18世紀半ばには「一字口山」と「一字奥山」に分かれ，庄屋も別々におかれた。近代になり明治22年（1889）町村制の施行により一字口山村と一字奥山村が合併して「一字村」となり，平成17年（2006）に貞光，半田両町と合併して「つるぎ町」となるまで存続した。

2) 調査の方針

明治以降に刊行された一字村に関する郷土史書としては、『一字村誌』（大正6年），『一字村史』（昭和47年）がある。前書は，第一次大戦講和記念の村事業として編纂された一字村の自然・人文地誌。史料としては天正・慶長期の「政所記事條目写」「定」「定條々」（p19-23），宝暦3年（1753）「一字山夫

役帳（部分）」（p17-19），義人谷貞之丞の伝承口碑（p145-150）などが掲載されている。

後書は，明治百年記念事業の一環として編纂された。村内の35集落ごとの部落小史に特色がある。史料としては，「南家由緒書」（p524-536），「宝暦三年一字山夫役取調帳」（p545-547），「文化十年九藤中棟付帳」（p1034-1051），「木地師文書」（p1278-1279），「小野寺文書」（p1281-1285）などが抄録されている。

この他，一字村に関する近世文書に関しては，徳島県立文書館に，つるぎ町端山の「武田家文書」と「谷家文書」が寄託保管されており，地域の史実解明に重要な手がかりを与えてくれる。

なお，現代史として『一字村百十六の歴史に幕』が平成17年に閉村記念誌として刊行されている。

今回の調査作業としてはじめに，刊本掲載史料の原本の確認調査を行った。しかし残念ながら制約された調査期間内の調査では原本の所在を確認することができなかった。

3) 一字総合支所保管文書の概要

旧一字村は昭和50年の台風に続く翌年の台風襲来で大被害を受けた。村役場（現一字総合支所）も裏

*徳島地方史研究会会員

山が高さ200m、幅80mにわたり崩壊し大きな被害を受けた。このため役場文書も損傷したが、かろうじて散逸廃棄を免れた文書が、屋上に設置された書庫に保管されていたことがわかり今回の調査対象とした。書庫は5部屋で業務毎に非現用文書が保管されていたが、調査を進めていく中で、棚の最上部よ

り棟附帳や、木箱に収納された検地帳、明治後期から昭和前期の公文書を発見することができたので整理作業にかかり、目録作成と写真撮影を行った。「古文書（棟付帳・検地帳）目録」と「一宇村役場文書（公文書）簿冊表」を次に掲載する。



写真1 一宇総合支所屋上倉庫の調査状況



写真2 検地帳の入った木箱



写真3 文化十三年奥山分棟付改百姓夫役帳



写真4 整理中の一宇村検地帳



写真5 村役場公文書の保存状況



写真6 村役場文書簿冊の一部

表1 つるぎ町一宇総合支所所蔵古文書 徳島県立文書館作成(1)

箱No.	史料No.	表題	年月日	西暦	作成者	縦寸(mm)	横寸(mm)	丁数	備考
1	1	文化十三子年美馬郡一宇山奥分棟附人数御改帳(上)	(嘉永3年)	1850		304	221	372	大屋敷名,上地名,平名,中屋内名,西浦名,猪子名,大佐古名,中野名,横畠名,平西名,薄木名,日浦名,大屋内名,出羽名,白井名,川内名
1	2	文化十三子年美馬郡一宇山奥分棟附人数御改帳(下)	嘉永3戊午年12月	1850	美馬郡一宇山庄屋谷幸次郎他7名	304	221	452	広沢名,平井名,奥大野名,実平名,桑平名,法正名,葛籠屋名,川又名,下分名,伊良岡名,伊良三分一名,上分名,中間名
1	3	文化十三子年美馬郡一宇山奥分棟附御改百姓夫役帳	嘉永4亥年12月	1851	三間勝藏他1名	304	226	98	大屋敷名,上地名,平名,中屋内名,西浦名,猪子名,大佐古名,中野名,横畠名,平西名,薄木名,日浦名,大屋内名,出羽名,白井名,川内名,廣沢名,平井名,奥大野名,実平名,桑平名,法正名,葛籠屋名,川又名,下分名,伊良岡名,伊良三分名,上分名,中間名
1	4	文化十三子年美馬郡一宇山口分棟附御改百姓夫役帳	嘉永4年12月	1851	三間勝藏他1名	304	225	97	北岡名,上鍛冶屋名,田野々名,安林名,桑原名,桶結名,十家名,西谷名,小川名,中横名,立道名,川口名,所久保名,切越名,下十家名,中島名,下横名,大横名,大三分一名,木地屋名,西蔵名,渡川名,大峰名,紺屋地名,影久名,九藤中名,上屋名,西太郎名,蔭名,陰東名,太刀本名,子安名,上柿名,中尾名,切上屋敷名,切中名,檜地名,切東名,一宇名
2	1	阿波御国美馬郡一宇村之内平井名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	297	213	26	(奥分)
2	2	阿波御国美馬郡一宇村之内奥大野名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	215	24	(奥分)
2	3	阿波御国美馬郡一宇村之内川内名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	301	214	19	(奥分)
2	4	阿波御国美馬郡一宇村之内川又名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	215	301	22	(奥分)
2	5	阿波御国美馬郡一宇村之内漆之瀬名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	216	302	13	(奥分)
2	6	阿波御国美馬郡一宇村之内大佐古名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	214	15	(奥分)
2	7	阿波御国美馬郡一宇村之内実平名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	214	22	(奥分)
2	8	阿波御国美馬郡一宇村之内桑平名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	301	215	9	(奥分)
2	9	阿波御国美馬郡一宇村之内中野名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	215	19	(奥分)
2	10	阿波御国美馬郡一宇村之内伊良原名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	214	66	(奥分)
2	11	阿波御国美馬郡一宇村之内白木名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	302	215	20	(奥分)
2	12	阿波御国美馬郡一宇村之内大屋内名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	302	216	11	(奥分)
2	13	阿波御国美馬郡一宇村之内白井名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	214	25	(奥分)

表1 つるぎ町一宇総合支所蔵古文書 徳島県立文書館作成(2)

箱No	史料No	表題	年月日	西暦	作成者	縦寸(mm)	横寸(mm)	丁数	備考
2	14	阿波御国美馬郡一宇村之内明谷名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	215	45	
2	15	阿波御国美馬郡一宇村之内平名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	302	215	14	(奥分)
2	16	阿波御国美馬郡一宇村之内九藤中名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	215	35	(口分)
3	1	阿波御国美馬郡一宇村之内大野名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	213	53	(奥分)
3	2	阿波御国美馬郡一宇村之内陰名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	301	213	36	(口分)
3	3	阿波御国美馬郡一宇村之内葛籠尾名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	302	214	24	(奥分)
3	4	阿波御国美馬郡一宇村之内切越名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	301	214	18	(口分)
3	5	阿波御国美馬郡一宇村之内遊徒里葉名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	302	214	19	(口分)
3	6	阿波御国美馬郡一宇村之内大横名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	302	214	35	(口分)
3	7	阿波御国美馬郡一宇村之内寺地名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	212	20	
3	8	阿波御国美馬郡一宇村之内木地屋名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	212	18	(口分)
3	9	阿波御国美馬郡一宇村之内子安名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	213	29	(口分)
3	10	阿波御国美馬郡一宇村之内中横名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	300	210	34	(口分)
3	11	阿波御国美馬郡一宇村之内檜地名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	299	212	19	(口分)
3	12	阿波御国美馬郡一宇村之内十家名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	301	214	26	(口分)
3	13	阿波御国美馬郡一宇村之内太刀本名御検地帳	元禄11戊寅年8月2日	1698	箕浦久左衛門他16名	301	215	20	(口分)
3	14	阿波御国美馬郡一宇村新開御検地帳	享保3戊戌年3月日	1718	伊月五太夫他3名	290	211	48	赤松,大横,久藪,臼木,大佐古,葛籠尾,奥大野,陰,中横,木地屋,伊良原,平井,中野,川又,九藤中,剪宇,寺地,十家,明谷,河内,桑平,実平,大野
3	15	阿波御国美馬郡一宇村新開御検地帳(写)	享保3戊戌年3月日	1718	伊月五太夫他3名	245	170	28	
3	16	桑平名検地帳写,享保三戊戌年三月桑平名新開御帳写	(享保3年以降)	1718		310	230	24	(奥分)
3	17	美馬郡一宇村新開御検地帳	享保4己亥年3月日	1719	伊月五太夫他3名	293	211	6	白井,遊徒里葉(口分)
3	18	阿波御国美馬郡一宇村新開御検地帳	享保20乙亥年3月日	1735	川端実右衛門他3名	289	206	29	赤松,久藪,大屋敷宇,遊津り葉,中横,伊良原,漆日浦,白井,十家,明谷,臼木
3	19	阿波御国美馬郡一宇村新開御検地帳	享保20乙亥年3月日	1735	阿部藤助他3名	243	170	18	大佐古,法正,中野,廣沢,実平,川又(奥分)
3	20	阿波御国美馬郡一宇山名々検地帳	安永8己亥年3月日	1779	岸多一助他2名	298	205	25	赤松,中横,寺地,大横,木地屋
3	21	桑平名拜知分御検地帳	(近世)			285	180	26	

表2 一宇村役場文書簿冊表 (明治後期～昭和前期)

簿冊表題	議事書類	村会議事録	村会決議綴	議案綴	決議綴	予算決議	会議往復	裁決書類	学事例規	会議関係書類	村長会決議綴	会議書類	議案綴	美馬郡訓令綴	人民願届伺	議場之跡
明治	20															
	21															
	22		○													
	23		○													
	24		○													
	25		○													
	26		○													
	27		○													
	28		○	○												
	29		○	○												
	30		○	○												
	31		○	○												
	32		○	○												
	33		○	○												
	34		○	○				○								
	35		○	○												
	36		○	○												
	37		○	○												
	38			○												
	39			○						○						
	40			○						○						
	41			○						○						
	42			○						○				○		
	43											○		○		
	44											○		○		
大正	1						○							○		
	2			○							○			○		
	3			○			○							○		
	4			○			○							○		
	5	○		○										○	○	
	6	○		○		○							○	○	○	
	7		○	○										○		
	8		○	○					○					○		
	9		○	○					○							
	10		○	○					○							
	11		○		○				○							○
	12				○	○		○	○							
	13						○		○							
	14								○							
昭和	1								○							
	2	○		○		○							○			
	3			○		○							○			
	4	○	○			○						○				
	5	○	○													
	6	○	○													
	7	○	○													
	8	○	○													
	9	○	○			○										
	10	○	○		○											
	11	○			○											
	12	○			○											
	13	○				○										
	14	○				○										
	15	○				○										
	16					○										
	17	○				○										
	18															
	19	○														
	20	○														

備考：保存文書の内、破損の少ない簿冊のみを取り上げ表を作成した（2010年8月31日現在）。

3. 阿波一宇山における19世紀初頭の^{みよ}名の動向

1) 祭礼秩序と名

徳島藩では、百姓からの夫役徴収のために、近世前期以来数回にわたり棟付帳を作成しており、それが人身支配のための基礎帳簿として機能していた。その際、主に本百姓とそれ以外は「壹家—小家」として家格を位置付けられ、17世紀半ばには小家の中からも相当程度の小農が自立していたことが既に明らかにされている。そうした中、近世阿波の山間部では、村の中に名が存在し、これが最小の地域単位として機能していた⁽¹⁾。

今回の調査では、一宇山における個人蔵の文書群を見ることは叶わなかったが、幸い徳島県立文書館寄託『武田家文書』には若干ながら一宇山関係の古文書が含まれている。これは武田家が19世紀初頭段階に組頭庄屋として当該地域を管轄していたことによる。すでに『一宇村史』⁽²⁾でもこれらの史料は紹介されているが、内容についての分析はされていない。そこで、本節では一宇山赤松周辺の祭礼をめぐる争論史料を紹介し、祭礼秩序に名がどのように関わっていたのか、またその参加形態の中から19世紀初頭段階の名の矛盾点がどこにあったのかを、赤松・紺屋地名を事例に考察したい。

2) 文化14年(1817)紺屋地名祭礼一件の内容

文化14年(1817)8月21日、東端山組頭庄屋に一通の内済証文が提出された(【史料1】)。ここには、一宇山口分の紺屋地名の小家12軒惣代と、同名名子百姓7軒惣代との、双方の主張が盛り込まれている。まずは、ここからこの一件の経緯を辿ってみよう。

a (史料1の箇所、以下同)一宇山赤松名の大氏神である古見五社大明神の夏秋の祭礼に際して、紺屋地名では名子百姓七軒と南九十九小家12軒が、一緒になって「諸働」^{しよはひらき}をしてきた。しかし、小家12軒側が、①「諸働」を一緒にはしてこなかったこと、②また昨年7月の薬師堂仏事場で、赤松西東名70~80人がいる前で、小家南吉次が「名子百姓7軒は、先祖南勘十郎の頃(~1683)=現在の本家南九十九家から、我々小家12家がもらい請けたもので、以後7軒を「下人同様に召し遣わしてきた」ことを主張。これに名子百姓7軒側が反発し、南九十九に

歎願。南も「吉次には以後そのようなことを言わぬように申し聞かす」と取りなした。

これに対し小家南吉次は次のように反論した。b 名子百姓の主張に対し、「自分はそのようなことを話したことはない。祭礼の際の「諸働」について、名子百姓側から問題を投げかけられ、事情を説明したことはあっても、『名子を下人同様に召し遣わしてきた』などと話すわけがなく、名子百姓側の聞き違いであろう。ただ本家南九十九から『何があっても心得違いを話してはいけない』と諭され、承知したのだ」。さらに吉次は、c「神事『諸働』については、小家12軒が参加したことはないので、以後も『諸働』には参加できない。もっとも、20年ほど前に名子百姓に対する触つけなどを南繁左衛門が担当したので、(彼は)以来祭礼の際、神事当屋に出てきていた。しかしこの触つけについても、昨年村役人に対し中止を申し出たので、従来通り『諸働』には参加できない」と主張した。

これをふまえ南九十九は吉次に対し、d「(もし吉次の主張通り)諸働に出た試しがないことが事実であれば、名子百姓7軒側が『出てきた』と主張することはないだろう(参加してきた筈だ)。たとえ参加したことがなくとも、氏神祭礼のことであるから、それぞれの土地にも関わり、村中祈祷について神職奉唱する神事なので、諸働には参加すべきだ」と諭す。そこで、小家12軒が「諸働」に出た例はないが、申立てをしさらに藩の手を煩わせるのは恐れ多く、また氏神祭礼のことであるので、南九十九に命じられたように、以後小家12軒も(名子百姓7軒と)一緒に参加し、「諸働」については交代で派遣すること、また諸働以外の神事・仏事などいくつかの名が共同で実施してきていることについては、これまで通りとすることが、ここで確認されることになった。

一方、e 7月14日聖霊祭(精霊祭)について、これまで12軒の小家も一緒に参加したが、「(小家12軒が)『今年は参加できない』と主張してきて、精霊祭ができない」と各名の名主惣代が困惑。上鍛冶屋名主小平と名子百姓惣代2人がやってきて、「何とか解決してほしい」と南九十九に申し出た。そこで南九十九の調停により、「従来通り小家12軒は、聖

史料1 [徳島県立文書館・タケタ495] (端裏書)「本状」

仕上済口書物之覚

a 一字山赤松名之大氏神古見五社大明神，夏秋両度祭礼之節，同山紺屋地名百姓七軒之者共，并南九十九様小家拾貳軒之者，以前ろ組合右祭礼之節諸働仕来候処，右小家拾貳軒之者諸働ニ組合来り不申旨，其上昨子七月薬師堂仏事之節赤松西東名之七八拾人程も相揃候中ニ而，右小家之内南吉次被申候は，七軒名子百姓之儀，先祖南勘十郎代中，御本家南九十九様御先祖ろ囃請居申旨を以七軒之者共儀以後下人同断ニ召遣候旨被申候ニ付，其節南九十九様へ七軒之者共罷出申上候ハ，吉次殿被申候運ニ而は迷惑仕旨申上候処，九十九様ろ被 仰聞候ハ，以後吉次え右様之儀不申様ニ被仰聞旨，御了簡御扱被下候儀ニハ御座候得共，願紙面ニ其段も奉認上候ニ付，此度吉次手前御礼被成候処，吉次ろ申出候は，b 名子百姓ろ前段之懸り奉願候得共，私ニおゐて右様申懸ヶ候儀ニ而は無御座候，名子百姓共ろ奉願候祭礼之節諸働之儀ニ付右七人ノ者共ろ拾貳軒之者へ当テ彼是申懸ヶ候ニ付，吉次儀右返答ニ指当テ聊子細之義申候得共，右名子百姓ヲ下人同断ニ召遣候等と可申筋合無御座ニ付，全ク右様申聞候儀ニは無御座候，名子百姓共聞違と奉存候得共，其節本家九十九ろ何ニ不寄心得違之儀申聞敷旨申聞候ニ付，其段承知仕，尚又此度御礼之上被仰聞候ハ，右様之義決而申聞敷旨被仰聞，承知仕候，c 且又神事諸働之儀，先祖南勘十郎代中以後とも，諸働ニ罷出来り不申ニ付，右諸働ニハ組合罷出候義難仕，尤式拾年程以来右名子百姓共へ諸触付等南繁左衛門相働候ニ付，其以来祭礼之節神事当屋へ出合来り候段々相違無御座候，然ルニ昨子年ろ右触付相働候儀所御役人へ断り申出指止メ申候ニ付，先祖南勘十郎代中ろ之通諸働ニハ難組合御座候旨申出候，d 被 仰聞候ハ諸働ニ出合来り候例無之儀ヲ七軒之者共ろ出合来り候と可奉願様無之，仮令出合来り不申申も氏神祭礼之儀ニ候得は面々敷地へも相懸り，且ハ村中諸祈祷之儀 御国恩迄も神職奉唱神事之儀ニ候得ハ，諸働可罷出答ニ思召旨被申聞候，小家拾貳軒之者共儀，前段申出候通，先祖代中諸働出合来り候例無御座候得共，右様聊之子細申立，此上 御役所様え奉懸候段重々恐多，且ハ氏神祭事之儀ニ御座候得ハ，被仰聞通以後之儀組合ニ罷成，小家拾貳軒之者共諸働之儀召遣之者指替申候，将又右諸働之外神事・仏事其余諸事名々組合来り候儀ハ，何ニ不寄前々之通仕候段，聊違乱無御座候，e 去ル七月十四日聖霊祭り之儀，右拾貳軒小家分組合来り之処，其節難組合旨申候而，聖霊祭り指支候旨名々名主惣代之旨を以，上鍛冶屋名主小平并紺屋地名名子百姓惣代式人罷出，右行着呉候様申出候ニ付，其節申出候運を以，右南九十九殿へ懸合を以，前々之通小家拾貳軒之儀右聖霊祭りニ組合候様了簡有之度旨及文通ニ，尤右七軒之者ろ奉願候出入之儀行着取扱之節，聖霊祭之儀も篤と相行着可申候得共，今以指当り支成候申出候運，及文通ニ候旨懸合候処，九十九殿取扱を以，聖霊祭り右小家拾貳軒組合相濟候，然処此度右名子百姓七軒之者奉願候神事祭礼諸働之儀ニ付出入一件右行着，双方得心之上内済仕候ニ付而ハ，神事之外諸事前々仕来之通ニ可仕旨，是又双方納得仕ニ付，聖霊祭り前々之通組合候段，勿論私共承知仕候，右聖霊祭之義ニ付前文之通先達而行纏レケ間敷申出候運ニ付，此度名々名主共之内兩人召連出候様所役人へ相配候処，上鍛冶屋名主小平・立道名主庄左衛門兩人名々名主惣代として罷出，済口之運其々奉承知候ニ付，済口連判仕候，右之通出入行纏之運重々御行着之上私共互得心仕済口連判書付指上申候，尤此以後右済口ニ相振レ申義申出候得ハ，其節何ヶ様被仰付候而も迷惑と申上聞敷候，依而済口連判書物差上申出候相違無御座候，以上

(一八一七)

文化十四丑年八月廿一日

一字山南九十九小家紺屋地名住居拾貳軒惣代 南繁左衛門 (印)

同 南園次 (印)

同 南吉次 (印)

同山紺屋地名名子百姓七軒惣代 熊藏 (印)

同 虎吉 [印]

同山上鍛冶屋名主 小平 (印)

同 立道名主 庄左衛門 (印)

東端山与頭庄屋 武田柰郎殿

右之通夫々御行着之上済口御取扱私共於一座承知仕候相違無御座候，以上

同山口分庄屋 南律太 (印)

同 五人与 九之丞 (印)

霊祭と一緒にするように。また、名子百姓7軒からの歎願出入の審議中であるので、聖霊祭についてもよく審議すべきであるが、さしあたり支障をきたしているので文書で伝える」として小家12軒も聖霊祭に参加するようになった。今回名子百姓7軒からの諸働に関する出入りが解決したので、他の神事もこれまで通りすることについては、双方とも納得したので、聖霊祭も一緒にすることになった。

3) 祭礼一件からの注目点

以上のような経緯から、注目される3点を指摘しておきたい。

第1に、この近辺での祭礼の多様性である。大氏神である五社大明神（古見名に所在）での祭礼は、一字山口分の範囲の各名が参加し、夏・秋の年2回実施されていた。「聖霊祭」もその範囲を確定することはできないが、同様に複数の名と一緒に参加して実施されている。聖霊祭は旧7月7日に実施されてきた廻り踊り（盆踊り）のことと考えられる⁽³⁾。これに対し、aにある薬師堂での7月の仏事とは具体的には不明だが、赤松西・東名の者、70～80人が参加している。史料上では「西・東名」と緩やかな意味で名と称しているが、実際には赤松地区内の名々により実施されていたのであろう。

このように、当該地域の仏事祭礼には、赤松地区内の各名が参加する単位と、赤松周辺の名を含む複数の名々が参加する在り方とがあり、赤松地区内にある紺屋地名は、名を参加単位としてそのいずれにも加わっていたのであった。

第2に、紺屋地名の内部構造である。残念ながら紺屋地名を含む一字山口分の棟付改帳の所在は不明であったが、幸い今回確認することができた文化13年（1716）の「美馬郡一字山口分棟附御改百姓夫役帳」（後掲史料2）⁽⁴⁾の記載が大きな参考となる。

まず、この争論で実質的に調停に当たっている南九十九について。19世紀前半作成のものと考えられる「(南九十九系図)」⁽⁵⁾によれば、彼は、小野寺八郎蔵人の子孫で、長曾我部氏侵攻に伴い天正期に一字名に移り住み、蜂須賀家入国に際し祖谷山一揆を平定したとの伝承をもつ南八蔵家の末裔である。その伝承の正否はともかく、この一字名在住の南家は、一字名に高50石、桑平名に高20石をそれぞれ拝

領していた家柄である⁽⁶⁾。一方、史料上、小家12軒の先祖とされる「勘十郎」とは、前掲「(南九十九系図)」によれば、南八蔵の四男で「当山赤松名ニ住居仕候」とある⁽⁷⁾。実際に、勘十郎は天和3年（1683）4月22日に死去し、墓が紺屋地名にあることが確認できる⁽⁸⁾。しかも先祖勘十郎は「御本家南九十九様先祖」と関係があったことも、史料上で示唆されている。

そうすると問題となるのは、小家12軒である。南繁左衛門らの肩書きをみると「一字山南九十九小家」とあり、彼ら12軒の小家は、一字名の南九十九家を本家とする家々であったことになろう⁽⁹⁾。しかも彼らは小家でありながら、「南」を名乗り、後述するように夫役免除を得ていた。一字名の南家を「御本家」とする彼らの系譜が、紺屋地名内での独特の位置付けに反映していたのである。

では、名子百姓はどうだろうか。

【史料2】「文化十三年美馬郡一字山口分棟附御改百姓夫役帳」より

紺屋地名

一、式歩	南繁左衛門名子	虎吉
一、式歩	虎吉弟	八百八
一、式歩	南繁左衛門名子	繁六
一、式歩	繁六子	熊蔵
合四人		
此夫役八歩		

百姓夫役帳は、棟付改帳をもとに夫役負担者数を確定する基礎帳簿である。紺屋地名で夫役負担者とされたのは、虎吉ら名子百姓の4人であったことがわかる。しかも彼ら名子百姓は、小家12軒惣代である南繁左衛門の名子だったのである。

このように、紺屋地名では、南九十九家（一字名）の影響下にある小家があり、その小家の下に名子百姓が夫役改帳に公式に位置付けられていたといえよう。

第三は、この争論のもつ歴史的な意味合いである。五社明神祭礼での「諸働」の具体的内容は不明であ

るが、祭礼の参加を巡って、従来不参加だった小家12軒と、協力を求める名子百姓との間での認識のズレが、争論の背景にあった。名子百姓側が主張したように「(名子百姓は) 下人同様」と言ったかどうかは不明だが、少なくとも小家側は、名子百姓は「小家の名子」であり、自分たちと同列ではない存在と認識していた。一方、名子百姓側は、「諸働」に小家も同様に参加することで、同列であらんことを意図したのだろう。ここに名子百姓の自立動向を読みとることができよう。その直接の契機となったのは、薬師堂仏事での繁右衛門の発言にあったが、この年に行われた棟付改めが、名内の位置づけをめぐる意識を先鋭化させた面もあったのではないか。



写真7 現在の赤松名



写真8 五社神社 (古見)

もちろん、19世紀前半のこの段階では、既に名子百姓も経済的には相当程度自立していたことは想定できようが、だからこそ祭礼への参加をめぐる秩序が問題となったのであろう。

こうして、この争論以後、小家12軒も「諸働」に参加することになった。このことは、名子百姓らによる小家の「諸働」参加要求を、南九十九家も認めざるを得ない状況に立ち至っていたことを示しているのである。

註

- (1) 以上については、高橋啓『近世藩領社会の展開』(溪水社、2000年)、宇山孝人「徳島藩初期の農村構造」(『史窓』6、1976年)、町田 哲「近世阿波山村の名と『壺家—小家』関係の特質—美馬郡東端山の村落秩序—」(後藤雅知・吉田伸之編『山里の社会史』山川出版社、2010年所収)を参照されたい。
- (2) 一字村史編集委員会編『一字村史』一字村役場、1972年、1285～1291頁。
- (3) 前掲『一字村史』1451頁。
- (4) [旧一字村役場所蔵・棟4]。
- (5) [徳島県立文書館寄託・タニケ314]。史料の所在については金原祐樹氏(徳島県立文書館)よりご教示いただいた。記して御礼申し上げます。
- (6) 前掲『一字村史』34～36頁。
- (7) ちなみに八歳の五男甚太郎・六男平作も「赤松名ニ住居」となっている。
- (8) 前掲『一字村史』70頁。
- (9) 紺屋地名に、壺家が存在しなかったのかどうか、現段階では不明である。

4. 17世紀末の一字村の農地利用

—元禄11年(1698年)検地帳の分析から—

1) はじめに

本稿〔表1〕で紹介した古文書のうち、最もまとまった史料が、「元禄十一年戊寅年八月二日」の年紀がある一連の検地帳(以下「元禄11年検地帳」という)である。奥深い山間部ゆえに近世初期の検地が行われず、17世紀末のこの時期になって初めて、実測に基づく検地が行われたものと考えられる。

検地は「村切り」ではなく各「名」(山間の集落)ごとに行われており、その成果を取りまとめた元禄11年検地帳も同様に「名」ごとに分冊されている(各冊に検地奉行の花押・印あり)。残念ながら近世

の一字村を構成する全ての「名」の元禄11年検地帳が揃っているわけではないが、これら検地帳を分析することにより、17世紀末の一字村の農地利用の一断面を考察してみたい。

2) 「矩揃」に注目して

検地帳には、田畑1筆ごとに田畑の別・等級・面積・石高・耕作権者（名負人）などが記されるており（写真9参照）、実に多様な情報を読み取ることが可能である。今回の調査では、それら情報の中から、「矩揃」に注目した。

「矩」^{かね}とは、近世徳島藩の用語で「田畑の等級」を意味しており、「矩揃」とは検地帳に掲載された全筆の面積を「等級ごとに取り纏める」ことを意味する。通常、検地帳の末尾には「矩揃」が掲載されており（写真10参照）、田畑の等級ごとの面積を容易に知ることができる。

元禄11年検地帳（29冊）の「矩揃」から、各「名」の等級ごとの農地面積を一覧にしたのが〔表3〕である。残念ながら河内名・切越名・檜地名には「矩

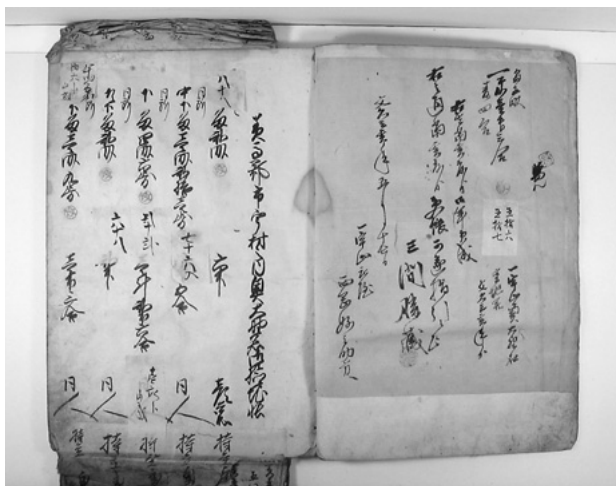


写真9 元禄11年検地帳の記載例
（「美馬郡一宇村（之内奥大野名）御検地帳」）



写真10 「矩揃」の記載例
（「美馬郡一宇村（之内大野名）御検地帳」）

揃」が掲載されておらず、やむなく空欄としたが、その他の名は等級ごとの面積を記載した。なお、面積の単位は歩（坪）である。

3) 「矩揃」から推察されること

〔表3〕から推察される事実は、次の通りである。

- ① 蔭名・大野名・太刀ノ本名・子安名などには比較的まとまった「田」（水田）があるが、総じて水田は圧倒的に少ない、ほとんどは「畠」である。当時、斜面に湛水する技術（棚田を造成する農業土木技術）が未発達のためであろう。
- ② 農地の大部分を占める「畠」であるが、その多くは「中畠」以下であり、脆弱な農業事情が推察される。また、「切畑」（焼畑）から発達したと考えられる「山畠」も多い。
- ③ 明谷名・大野名・十家名には「上々畠」があり、肥沃な農地が伺える。次いで、川又名・伊良原名・臼木名・九藤中名も良好である。
- ④ 大野名には、「上々田」を含む優良な水田がある。17世紀の一字では特筆すべき状況である。

表3 元禄11年戊寅年(1698) 8月2日御檢地帳 矩揃一覧

(単位:歩 [坪])

	「名」の字面/ 口、奥の別	「距離」(等歩) / 反収(市)	上々田		上田		上下田		中上田		中田		中下田		下上田		下田		下々田		下々下田		下々田		山田		
			1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6		0.7	0.8
1-1	平井名	奥分						36																			0.06
1-2	奥大野名	奥分																									0.06
1-3	河内名	奥分																									0.06
1-4	川又名	奥分																									0.06
1-5	漆之瀬名	奥分																									0.06
1-6	大佐古名	奥分																									0.06
1-7	実平名	奥分						9																			0.06
1-8	桑平名	奥分																									0.06
1-9	中野名	奥分																									0.06
1-10	伊良原名	奥分						42	78																		0.06
1-11	白木名	奥分																									0.06
1-12	大屋内名	奥分						57	57																		0.06
1-13	白井名	奥分																									0.06
1-14	明谷名	奥分							99																		0.06
1-15	平名	奥分																									0.06
1-16	九藤中名	口分				39	90																				0.06
2-1	大野名	奥分	54	75	90	135	204	15	132																		0.06
2-2	蔭名	口分																									0.06
2-3	葛籠尾名	奥分																									0.06
2-4	切越名	口分																									0.06
2-5	遊徒里葉名	口分																									0.06
2-6	大横名	口分					30																				0.06
2-7	寺地名	口分																									0.06
2-8	木地屋名	口分																									0.06
2-9	子安名	口分						63	159	150	48																0.06
2-10	中横名	口分						27		45																	0.06
2-11	櫛地名	口分																									0.06
2-12	十家名	口分						54	81																		0.06
2-13	太刀ノ本名	口分				96				219	24	117	456														0.06

